

(様式1)

公益財団法人千葉県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開しています。 <http://www.chiba-taikyo.jp/>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「公益財団法人千葉県スポーツ協会スポーツ推進5か年計画(R5～R9)」を策定し、ホームページに公開しています。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	令和6年度改選において、外部理事及び女性理事の登用に努めました。次期改選（令和8年度）に向けて、引き続き積極的な登用について検討を進めます。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	令和6年度改選において、外部評議員及び女性評議員の登用に努めました。次期改選（令和10年度）に向けて、引き続き積極的な登用について検討を進めます。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	「評議員及び役員選任規程」により、役員の選任時の年齢は、満75歳以下と規定されています。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NPO団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	定款及び以下に記載する各規程が整備されており、それに則って適切な組織運営を行っています。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	「評議員会規程」「理事会規程」「評議員及び役員選任規程」「理事の職務権限規程」「監事監査規程」「特別職推挙規程」「各種委員会規程」「加盟団体規程」「事務局規程」「事務局処務規程」「事務局職員服務規程」が平成24年4月1日より施行されています。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	個人情報保護方針及びその具体的方策が整備されています。また、「公益財団法人千葉県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」「情報公開に関する規程」「個人情報保護規程」が平成24年4月1日より、「千葉県スポーツ協会 役・職員倫理規程」が平成25年6月1日より施行されています。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	「役員及び評議員の報酬に関する規程」「職員給与規程」「職員退職給与規程」「講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程」が平成24年4月1日より施行されています。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第3章資産及び会計で定めているほか、「経理規程」「財産運用管理規程」が平成24年4月1日より施行されています。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	「寄附金等取扱規程」が平成24年4月1日より施行されています。また、加盟団体規程第11条で分担金の納入、スポーツ少年団規程第21条で登録料を定めています。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	加盟団体規程第12条（遵守すべき事項）のほか、「国民スポーツ大会における千葉県代表選手の選考に関する指針」により整備しています。その他、「スポーツ仲裁に関する規程」を定めており、併せて「公益財団法人千葉県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」において指針を定めています。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員に対し、研修会を実施しています。 （公財）千葉県スポーツ協会役員（理事・監事）ガバナンス研修会 女性アスリートへの指導に関する研修に加えて、外部団体が開催する研修会等への積極的な参加を促します。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	全4回の県スポーツ指導者研修会で、「プレーヤーズセンタードなコーチング（反倫理的行為を伴わない指導をするための内容）」を取り入れ、実施しています。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	弁護士や税理士、公認会計士に、日常的に相談し、指導を受けられる状態にあります。また、県弁護士会のスポーツ問題ワーキングチームとも情報交換や研修会講師の依頼など、協力関係を構築しています。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	本協会の定める「寄附金等取扱規程」や「経理規程」並びに「財産運用管理規程」に則って適切に処理をしています。また、毎年、監事による定期監査を実施しています。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金や県、その他機関からの補助金・助成金・委託金の取り扱いは、各実施要項等に基づいて管理し、関係する規程に則り処理・実行しています。また、必要書類の保管や監査の実施など、適切に施行しています。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令に定められた帳簿や名簿、文書等を適切に作成・保管し、閲覧の請求に対応できる状況を整備しています。前年度の貸借対照表については、法令に基づいて適切に表示・開示をしています。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	各競技団体に対して、代表選手の選手選考基準の適正化と各競技の予選会実施要項への明記を指導するとともに、代表選手選考基準の一覧を本協会のホームページに掲載しています。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	公益財団法人日本スポーツ協会の定めるガバナンスコードの遵守状況に関する情報を、本協会のホームページ等で開示しています。
〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度を設けること	「公益通報者の保護に関する規程」が平成24年4月1日より施行されています。今後は、相談窓口の設置・公表・周知を推進します。
〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	現在は、窓口を本協会事務局長に一本化して対応に当たっていますが、今後は相談窓口等の設置に向け、各外部連携機関との関係性等を検討・整備し、運用体制の構築を図ります。
〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	令和3年3月に、「公益財団法人千葉県スポーツ協会 スポーツ仲裁に関する規程」を策定し、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の自動応諾条項を採択しています。
〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁によるスポーツ仲裁自動応諾条項の採択により、処分者等に対し、スポーツ仲裁の利用可能について説明・通知をしていきます。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	「公益財団法人千葉県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を平成24年4月1日に制定し、指導、助言、支援を行っています。 令和4年度に加盟団体規程の整備・改定を行い、加盟団体との権限関係の明確化を推進しています。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体に対し、郵送やメール、ホームページへの掲載により必要な情報提供を行っています。